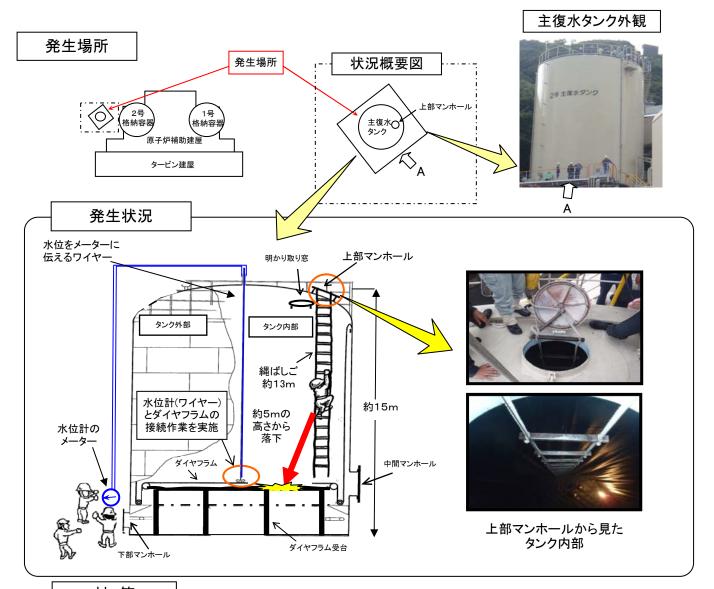
## 主復水タンク内での協力会社社員の負傷について

(添付図1)



## 対 策

- ■当該マンホール等に、**命綱なしでの縄ばしごの使用を禁止する掲示**をした。 (下図参照)
- ■協力会社作業班の間で事前打ち合わせを行い、作業分担等を確認することを徹底させる。
- ■当社の担当者は、作業の実施を許可する際、事前打ち合わせの内容も確認する。
- ■現在、発電所内の作業員全員を対象に実施している安全体感研修に縄ばしごの項目を 追加する。

